

変 更 後	変 更 前																
<p>3. 中心市街地の活性化の目標 (1)～(4) 略 (5) 目標指標の設定と具体的な目標数値の考え方</p> <p>目標指標①：歩行者・自転車通行量（休日）</p> <p>1) 具体的な目標数値の考え方 西条紺屋町商店街整備事業による商店街のリニューアルと住宅の確保等により、まちなかへの新規居住者の商店街利用による効果と、観光拠点の新たな観光ニーズに対するレンタサイクル事業やアクアトピア悠歩事業によって、市街地内への回遊性向上による効果を見込み、歩行者・自転車通行量の長期的な目標は、中心市街地周辺にフジグラン西条などの大規模商業施設が立地し、商店街の回遊性が失われる直前の値である平成 13 年の約 11,000 人とします。 ただし、長期目標の中間値として、本計画期間の5年間の目標は、10,000 人を目標とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標①</th> <th>平成 19 年（実績）</th> <th>平成 24 年（目標）</th> <th>平成 29 年（参考値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩行者・自転車通行量（休日）</td> <td>8,449 人</td> <td>10,000 人</td> <td>11,000 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■目標数値の調査地点と回遊性の向上の考え方</p> <p>略</p>	目標指標①	平成 19 年（実績）	平成 24 年（目標）	平成 29 年（参考値）	歩行者・自転車通行量（休日）	8,449 人	10,000 人	11,000 人	<p>3. 中心市街地の活性化の目標 (1)～(4) 略 (5) 目標指標の設定と具体的な目標数値の考え方</p> <p>目標指標①：歩行者・自転車通行量（休日）</p> <p>1) 具体的な目標数値の考え方 西条紺屋町商店街整備事業による商店街のリニューアルと住宅の確保等により、まちなかへの新規居住者の商店街利用による効果と、観光拠点の新たな観光ニーズに対するレンタサイクル事業やアクアトピア悠歩事業によって、市街地内への回遊性向上による効果を見込み、歩行者・自転車通行量の長期的な目標は、中心市街地周辺にフジグラン西条などの大規模商業施設が立地し、商店街の回遊性が失われる直前の値である平成 13 年の約 11,000 人とします。 ただし、長期目標の中間値として、本計画期間の5年間の目標は、10,000 人を目標とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標①</th> <th>平成 19 年（実績）</th> <th>平成 24 年（目標）</th> <th>平成 29 年（参考値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩行者・自転車通行量（休日）</td> <td>8,449 人</td> <td>10,000 人</td> <td>11,000 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■目標数値の調査地点と回遊性の向上の考え方</p> <p>略</p>	目標指標①	平成 19 年（実績）	平成 24 年（目標）	平成 29 年（参考値）	歩行者・自転車通行量（休日）	8,449 人	10,000 人	11,000 人
目標指標①	平成 19 年（実績）	平成 24 年（目標）	平成 29 年（参考値）														
歩行者・自転車通行量（休日）	8,449 人	10,000 人	11,000 人														
目標指標①	平成 19 年（実績）	平成 24 年（目標）	平成 29 年（参考値）														
歩行者・自転車通行量（休日）	8,449 人	10,000 人	11,000 人														

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ~ [2] (2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市営泉町住宅建替事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：西条紺屋町商店街A地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるA地区の整備 <u>面積：1,008㎡</u> <u>延べ床面積：2,584㎡</u> 店舗、 <u>住宅24戸</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	<u>一般社団法人</u> 西条市紺屋町A地区再開発共同事業体	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用者の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちな構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 (上記は以下事業に共通) <u>市民のニーズに対応した商業店舗を設置します。</u> また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して <u>24戸</u> の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度	
事業名：西条紺屋町商店街B地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるB地区の整備 <u>面積：2,120㎡</u> <u>延べ床面積：6,523㎡</u> 店舗、 <u>住宅48戸</u> 、 <u>駐車場23台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	<u>一般社団法人</u> 西条市紺屋町B地区再開発共同事業体	高齢者やこどもに優しく、些細なニーズにも対応する顔の見える専門店街を目指します。また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して <u>48戸</u> の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度	
事業名：西条紺屋町商店街E地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つ	<u>一般社団法人</u> 西条市紺屋町E地区	市民の元気が湧き出るよう、高齢者にとって必要性の高い医療福祉機能を向上させます。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ~ [2] (2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市営泉町住宅建替事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：西条紺屋町商店街A地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるA地区の整備 <u>面積：5,200㎡</u> <u>延べ床面積：7,887㎡</u> 店舗、 <u>スポーツジム</u> 、 <u>住宅36戸</u> 、 <u>駐車場50台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	<u>(仮称)</u> 西条市紺屋町A地区再開発共同事業体	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用者の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちな構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 (上記は以下事業に共通) <u>生鮮食料品や日用品を扱うスーパーを核に、2階には健康増進機能を有するスポーツジム等を設置します。</u> また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して <u>36戸</u> の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度	
事業名：西条紺屋町商店街B地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるB地区の整備 <u>面積：1,980㎡</u> <u>延べ床面積：6,892㎡</u> 店舗、 <u>住宅46戸</u> 、 <u>駐車場15台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	<u>(仮称)</u> 西条市紺屋町B地区再開発共同事業体	高齢者やこどもに優しく、些細なニーズにも対応する顔の見える専門店街を目指します。また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して <u>46戸</u> の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度	
事業名：西条紺屋町商店街E地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるE地区の整備	<u>(仮称)</u> 西条市紺屋町E地区再開発共同事業体	市民の元気が湧き出るよう、高齢者にとって必要性の高い医療福祉機能を向上させます。また、新たなコミュニティを	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金	

<p>であるE地区の整備 <u>面積：1,900㎡</u> <u>延べ床面積：3,021㎡</u> 複合医療施設、住宅28戸、 <u>駐車場38台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	<p>再開発共同 事業体</p>	<p>また、新たなコミュニティを 形成するため、縦空間を活用し て28戸の住宅供給を行い、ま ちなか居住を推進します。</p>	<p>(優良建築物 等整備事業) 実施時期：平成 20年度～平成 24年度</p>		<p><u>面積：1,947㎡</u> <u>延べ床面積：4,036㎡</u> 複合医療施設、<u>デイスービ ス</u>、住宅28戸、<u>駐車場10 台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	<p>体</p>	<p>形成するため、縦空間を活用し て28戸の住宅供給を行い、ま ちなか居住を推進します。</p>	<p>等整備事業) 実施時期：平成 20年度～平成 24年度</p>	
---	-------------------------------	--	---	--	--	----------	---	---	--

(3)～(4) (略)

(3)～(4) (略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 面積：1,249㎡ <u>延べ床面積：331㎡</u> 店舗（産直市）、駐車場30台 実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	西条紺屋町商店街振興組合	<p>中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。</p> <p>（上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市を設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成24年度</p>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
<p>事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 <u>面積：2,086㎡</u> <u>延べ床面積：1,207㎡</u> テナント、公園、<u>駐車場25台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	西条紺屋町商店街振興組合	<p>人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。</p> <p>特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成24年度</p>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
西条紺屋町商店街アーケード整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 面積：1,249㎡ <u>延べ床面積：730㎡</u> 店舗（産直市）、駐車場30台 実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	西条紺屋町商店街振興組合	<p>中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。</p> <p>（上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市や<u>地元産品を活用した食堂、または喫茶、レストランなどを設置</u>します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成24年度</p>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
<p>事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 <u>面積：2,131㎡</u> <u>延べ床面積：1,707㎡</u> テナント、公園、<u>駐車場26台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	西条紺屋町商店街振興組合	<p>人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。</p> <p>特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成24年度</p>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
西条紺屋町商店街アーケード整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

略

○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

【C地区】

<事業概要>

市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点。地元JAとの連携により地産地消産直市を設置する。

<必要性>

現在の紺屋町商店街には野菜、肉、魚の中で特に野菜が欠如している上、地元食材をメインに使用した飲食店が存在しない。そこで、本市の特徴である豊富な食材を活用することで、地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図る。

【D地区】

<事業概要>

人々の生活を支える衣食住に関する商品を取り揃える専門店街。特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指す。

<必要性>

人々の生活を支えるには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要である。しかし、現在の紺屋町商店街には「食」と「住」の店舗数が少なく、戦略を持って店舗構成を考える必要がある。そこで、集客が可能となる店舗バランスを調えることを目的に、複数店舗を戦略的に立地することが可能となるテナントミックスにて店舗数を拡大する。

略

○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

【C地区】

<事業概要>

市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点。1階には地元JAとの連携により地産地消産直市を設置する。2階には地元産品を活用した食堂、または喫茶、レストランなどを設置する。

<必要性>

現在の紺屋町商店街には野菜、肉、魚の中で特に野菜が欠如している上、地元食材をメインに使用した飲食店が存在しない。そこで、本市の特徴である豊富な食材を活用することで、地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図る。

【D地区】

<事業概要>

人々の生活を支える衣食住に関する商品を取り揃える専門店街。特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指す。

<必要性>

人々の生活を支えるには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要である。しかし、現在の紺屋町商店街には「食」と「住」の店舗数が少なく、戦略を持って店舗構成を考える必要がある。そこで、集客が可能となる店舗バランスを調えることを目的に、複数店舗を戦略的に立地することが可能となるテナントミックスにて店舗数を拡大する。

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：産業文化フェスティバル開催事業～タウンマネージャー設置事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 面積：1,249㎡ <u>延べ床面積：331㎡</u> 店舗（産直市）、駐車場30台 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市を設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成24年度	
事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 <u>面積：2,086㎡</u> <u>延べ床面積：1,207㎡</u> テナント、公園、 <u>駐車場25台</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成24年度	
事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業（再掲）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：産業文化フェスティバル開催事業～タウンマネージャー設置事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 面積：1,249㎡ <u>延べ床面積：730㎡</u> 店舗（産直市）、駐車場30台 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市や <u>地元産品を活用した食堂、または喫茶、レストラン</u> などを設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成24年度	
事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 <u>面積：2,131㎡</u> <u>延べ床面積：1,707㎡</u> テナント、公園、 <u>駐車場26台</u> 実施時期： 平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成24年度	
事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業（再掲）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

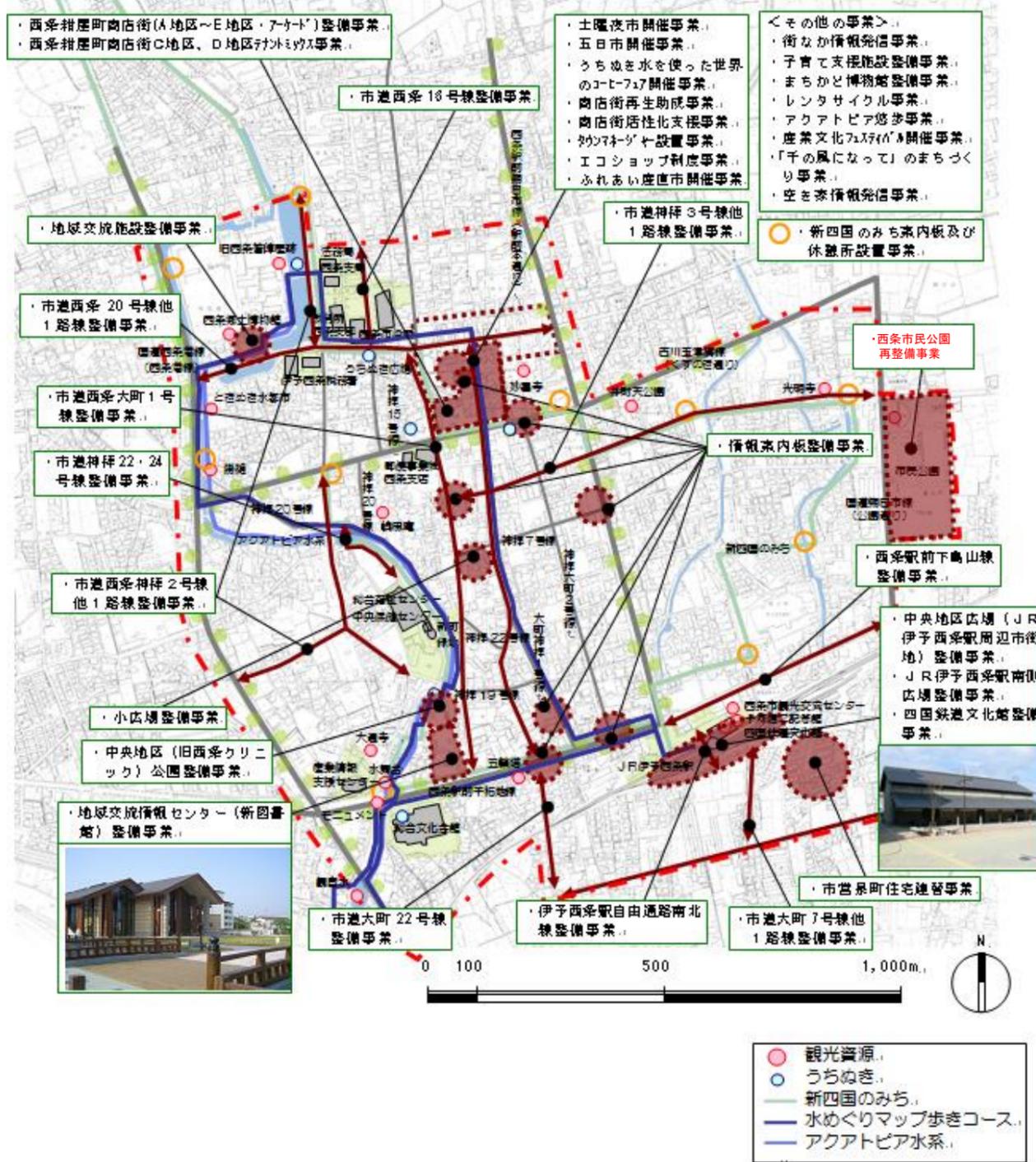
<p>事業名:西条市民公園再整備事業</p> <p>内容:地域住民や観光客が参加して交流できる西条市民公園の再整備</p> <p>実施時期:平成23年度～平成25年度</p>	<p>西条市</p>	<p><u>平成23年度に解体した旧鷹丸体育館跡地を含む西条市民公園を、集客力のある公園として再整備します。</u></p> <p>この事業により、JR伊予西条駅隣の「鉄道歴史パーク inSAIJ0」、「アサヒビール園伊予西条店」、「アクアトピア水系」など、西条市のひとつの主要な観光ルートが確立できることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p>	<p>支援措置の内容:社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <p>実施時期:平成23年度～平成25年度</p>	<p>(旧鷹丸体育館削除)</p>
<p>事業名:まちかど博物館整備事業(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(2) ②～(4) (略)

<p>事業名:(仮称)祭り会館整備事業</p> <p>内容:旧鷹丸体育館をリフォームして、地域住民や観光客が参加して交流できる(仮称)祭り会館の整備</p> <p>実施時期:平成23年度～平成24年度</p>	<p>西条市</p>	<p><u>著名な建築家(坂倉準三氏)が設計した旧鷹丸体育館をリフォームして、(仮称)祭り会館の整備を検討します。</u></p> <p><u>(仮称)祭り会館は、「だんじり」や「みこし」など、地域の文化を単に常設展示するのではなく、「だんじり」を担いだし、太鼓をたたいたり、「だんじり」飾りの彫刻教室を開催するなど、市民や観光客が集うことができる施設とします。</u></p> <p>この事業により、JR伊予西条駅隣の「鉄道歴史パーク inSAIJ0」、「アサヒビール園伊予西条店」、「アクアトピア水系」など、西条市のひとつの主要な観光ルートが確立できることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p> <p><整備概要> <u>(仮称)祭り会館の整備</u> <u>構造:鉄筋コンクリート造</u> <u>階数:2階建</u> <u>延床面積:2,323 m²</u> <u>敷地面積:6,875 m²</u></p>	<p>支援措置の内容:社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <p>実施時期:平成23年度～平成24年度</p>	
<p>事業名:まちかど博物館整備事業(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(2) ②～(4) (略)

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

